

介護保険法に基づく指定居宅（介護予防）サービス事業者等の指定の取消しについて

1 処分を受ける事業者名等

事業者の名称	株式会社 美やび館	
代表者の名称	代表取締役 芝元 美恵子	
事業者の所在地	大分県大分市大字常行字葛木 150 番	
事業所の名称	ヘルパーステーション美やび	訪問看護ステーション桜咲
事業所の所在地	大分市大字常行字葛木 150 番	大分市大字常行字葛木 140 番 1
事業所番号	4 4 7 0 1 0 9 8 9 5	4 4 6 0 1 9 0 6 8 1
サービス種類	訪問介護・第一号訪問事業	(介護予防) 訪問看護
処分年月日	令和 2 年 8 月 7 日	令和 2 年 8 月 7 日
指定取消年月日	令和 2 年 9 月 7 日	令和 2 年 9 月 7 日

2 処分理由

(1) 不正請求（法第 7 7 条第 1 項第 6 号）

①出勤表において、休暇又は勤務前若しくは退勤後の従業者がサービス提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求し受領した

訪問介護
6 9 7 件

訪問看護
4 0 3 件

②サービス提供記録がないにもかかわらずサービス提供をしたとして介護給付費を請求し受領した

訪問介護
7 6 件

訪問看護
6 1 件

計 1, 2 3 7 件

(2) 法令違反（法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 第 7 号及び第 1 1 5 条の 9 第 1 項第 1 1 号）

一体的に運営している指定居宅サービス事業者についての不正請求があったため

3 不正請求額

3, 4 7 1, 1 6 8 円